

令和8年度生涯学習講師派遣事業実施要項

1 目的

自ら主体的な生涯学習活動を行うグループに講師を派遣し、市民が行う生涯学習活動の普及、奨励及び支援を行う。

2 実施主体

宮古市地域振興部地域づくり推進課

3 事業内容

生涯学習活動に自発的に取り組むグループに講師を派遣する。
(講師への謝礼金を宮古市が負担する。)

4 グループ及び派遣講師の条件

(1) グループ

5人以上のメンバーで、生涯学習活動を行うグループ。ただし、家庭教育学級又はそれに類似する活動を目的とするグループ、営利を目的とするグループ及び特定の政治・宗教活動を目的とするグループは除く。

(2) 派遣講師

①派遣講師は、原則として宮古市生涯学習リーダーバンク（以下「リーダーバンク」という。）に登録されている指導者（以下「登録指導者」という。）とする。ただし、登録指導者以外の者も市との協議により派遣講師と認める場合がある。

②当該グループのメンバーを派遣講師とすることはできない。

5 講師派遣期間、回数及び時間

(1) 期間

原則として令和8年5月から令和9年2月までとする。

(2) 回数

原則として3回まで（予算の状況により増減する場合がある。）とする。

(3) 時間

1回の派遣時間は、2時間とする。

6 活動場所及び講師の送迎

各グループで設定及び対応する。

7 講師派遣の手続き

(1) グループの登録

①令和8年度生涯学習講師派遣事業グループ登録申込書（様式1-1）及びグループ名簿（様式1-2。既存の名簿（氏名、住所、年代が書かれたもの）がある場合は、その写しの提出をもって当該グループ名簿の提出に代えることができる。）の提出により、登録申込をする。

②市は、グループが登録すべきものであると認めるときは、当該グループを登録し、令和8年度生涯学習講師派遣事業グループ登録通知書（様式2）の送付により登録した旨を通知する。

(2) 講師の決定

①登録指導者と交渉し、活動日時を設定する。リーダーバンクに登録されていない者を講師としたい場合は、交渉する前に市の承認を受けるものとする。

②活動実施日の2週間前までに令和8年度生涯学習講師派遣事業講師派遣依頼書（様式3）を市に提出する。

③市は、令和8年度生涯学習講師派遣事業実施連絡書（様式4）を活動実施日の3日前までに

グループに送付する。

(3) 学習の実施

①学習の実施時に講師謝礼支払（予定）調書を講師に渡すとともに、連絡書の実施済書（市用）に実施日を記入し、講師に謝礼金振込口座番号等の記入（以前宮古市から支払いを受けたことがある方で、口座の変更がない場合は記入不用とする。）、署名及び押印をしてもらう。令和8年度生涯学習講師派遣事業活動実施報告書（様式5）及び関係資料（活動状況写真等添付）とあわせて、市に提出する。

②市は、口座振込みにより講師に謝礼金を支払う。

(4) 提出書類

提出書類は、持参及び郵送のほか、FAX及び電子メールによるものも可とする。